

平成 23 年 8 月 12 日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



### 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)

今般の大震災で被災された方に対し、できるだけ早く安心して生活できるための居住場所を確保するため応急仮設住宅の建設にご尽力いただいていることに対し厚くお礼申し上げます。

応急仮設住宅の建設にあたっては、被災状況等を勘案し、各県において必要戸数を確保いただいているところですが、恒久住宅への入居等により、今後、地域によっては建設された応急仮設住宅について空き住戸が発生することも想定されます。このため、今般、空き住戸の活用について下記の点を踏まえ弾力的に取扱うこととしましたので御了知いただきますようお願い致します。

おって、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

### 記

#### 1. 空き住戸を活用する際の留意事項について

空き住戸であるかどうかを判断いただく際には、

① 県外など遠方に避難されている方が地元の応急仮設住宅に入居を希望する場合などであっても必要戸数が確保されていること

② 新たに民間賃貸住宅の活用も含めて応急仮設住宅の需要が発生しないことが前提となりますので十分ご留意ください。

## 2. 空き住戸の取扱いについて

仮設住宅に空き住戸が発生した場合においては、既存の住戸の現況を保ちつつ、例えば、

- ・応急仮設住宅におけるコミュニティーの形成・交流の促進に資するための集会や談話等のスペースとしての利用
- ・多人数世帯で居住スペースが著しく狭隘であるなどの場合における複数戸の住居の利用
- ・生活物資の保管場所として複数の世帯での共同利用
- ・地域の社会福祉協議会等のボランティアセンターの活動拠点としての利用

を検討される等、地域の実情に応じて適切な活用を図られるようご配慮をお願いします。